

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成31年1月16日（水）午後3時から午後5時まで

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 深 沢 茂 之（横浜地方裁判所第1刑事部部総括裁判官）

裁判官 澁 江 美 香（横浜地方裁判所第1刑事部裁判官）

検察官 高 島 麻 子（横浜地方検察庁検察官）

弁護士 金 子 泰 輔（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 80代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 男性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 非公表 女性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 50代 男性 （以下「6番」と略記）

（記者クラブ記者 2人）

議事要旨

（司会者）

皆さん、本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

私は、横浜地裁第1刑事部で裁判長をしております深沢と申します。どうぞよろ
しく願いいたします。

今回は本年度5回目の意見交換会ということになります。今回は6名の裁判員経
験者の方に参加していただいております。

今回の裁判員経験者の方が参加された裁判を振り返ってのいわゆる共通の要素と
しては、いずれも刺激的証拠、具体的には重い精神的負担を掛ける内容の証拠、そ
ういった証拠を取り調べたケースということになっております。

本日は、そういった証拠の取扱いについてどうだったか、それを中心に皆様の御感想などをお聞かせ願えればと思っております。

まず、私の方から簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は3年前に東京高裁から横浜地裁に参りました。東京高裁の前は、3年間、甲府地裁におりました。

裁判員制度が今年の5月で10周年を迎えるのですけれども、ちょうど私もこの裁判員制度施行前から、東京地裁で刑事事件に携わるようになりまして、裁判員制度施行の段階から、実際に裁判員制度が実施された後を含めてずっと携わらせていただきました。

この間、東京、甲府、横浜でそれぞれ裁判員裁判を担当させていただきましたが、合わせると六十数件になります。ですから、この間、裁判員の方も、約500名ぐらいの方といろいろ肩を寄せ合いながら事件を進めさせていただいたということになります。

最初の施行当時からの10年を振り返りますと、かなりこの間、裁判員の方々の御意見、御感想、改善してほしいという御要望、そういったものを基にしてずっと繰り返し改善されてきたように思われます。特に今日のこの刺激的証拠の分野なんかも、その一例かと思えます。

本日は、そのような皆様の忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、順に、今日は法曹三者の方も御出席されておられますので、順番に簡単に自己紹介をお願いいたします。

では、湊江裁判官からどうぞ。

(裁判官)

横浜地裁第1刑事部裁判官の湊江と申します。

私は約2年前に裁判官に任官して、これまで横浜で裁判員裁判を含む刑事裁判をずっと担当して参りました。これまでに扱った事件は、裁判員裁判ですと約10件

余りということになります。

今日は、より良い刑事裁判の実現に向けて皆様の率直な御意見を伺えればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

続きまして、高島検察官、お願いいたします。

(検察官)

横浜地方検察庁の検察官の高島と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私も裁判員裁判が始まりました頃から裁判員裁判を担当しております。横浜には昨年の4月に参りました。

今日は、裁判員の皆様の貴重な御意見を伺って、今後の公判活動に生かしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(司会者)

続きまして、金子弁護士、お願いいたします。

(弁護士)

弁護士の金子でございます。神奈川県弁護士会に所属しております。

私は9年間まず検察官をやっております、検察官を退官した後、弁護士になって、弁護士としての経験が28年、法曹としては合計37年という経験をしてきております。

裁判員制度の施行以降、裁判員裁判の経験件数は8件ございまして、そのうち関係者の方がお亡くなりになったケース、つまり命が奪われたケースというのは、うち7件経験しております。

(司会者)

それでは、まず私の方から、裁判員の皆様が関与された事件の概要、争点などを簡単に御紹介させていただいて、その都度、各裁判員の方の事件にまつわる御感想とか、そういった点を述べていただければと思っております。

まず、1番さんが関与された事件の概要ですけれども、これは夫が不貞相手との

交際費に勤務先の金銭を使い込んだことが発覚して、退職金も受けられずに失職した上、この人が病気で働くことができなくなって、住宅ローンの返済が滞り、経済的に困窮し、焦燥感を募らせた被告人が、このような生活に陥った原因は、夫が不貞行為に及んでその相手と浪費したことにあるなどと考えて腹を立て、夫の頭部を木刀で複数回叩き、その頭部や顔面をスプレー缶の底面などで多数回殴打した上、さらに、その後頭部をはさみの刃で複数回刺す暴行を加え、夫の頭部・顔面挫裂創等の傷害を負わせ、外傷性ショックにより死亡させたという傷害致死の事案です。

この事件は、事実には争いはなく、量刑が争点ということです。

日程的には、公判・審理、評議、いずれも4日で終わっています。判決の内容は、求刑懲役10年のところ、懲役7年ということで判決が一審で確定という内容でしたけれども、1番さん、この事件、何か印象とか御感想があれば、何なりと教えていただければと思います。

(1番)

初めてそういう死亡とかいうことになって少しびっくりしたのですが、ただ、だんだん、聞いていますと、被害者は何となしに、私から見ると、男じゃないという感じを最初に持ちました。

どうしてそういう生活を家族にちゃんとししないのか、不貞をどうしてやるのか。いろいろあるでしょうけれども、そういうのが私とは相反するという感じがして、最初に感情はそちらに行きました。

あとは、今おっしゃったように、被告人の方はそれを見て、聞いていろいろやったわけです。被告人の状況というのは精神疾患があったり、足がもう動けないという事情が、随分事細かにこの裁判の中では出たのですよ。何かそういうところに、私はそういう感情を同時にぽっと持ったものですから、変な話、弁護士さんが頑張ってくれば良い裁判かなと思ったのです。ちょっとこれは言い過ぎかも知れないので、申し訳ないのだけれども。

だけれども、結果的にはやはり人を死亡させたということで、今までの判例等も

考えると、こういう判例，こういうこと，だんだん，私の中で広がっていたのがぐっと狭まったような感じを受けましたね，そのとき。

結果的には普通の刑よりも少しだけ重いというような感じだったと思いますけれども，それはそういうものがあつたので，これはこういうときに来ないと分からないものだなという，本当に先入観を持ち過ぎて申し訳なかったのですけれども，裁判をやるうちにどんどんそれが狭まって，最後は納得したという感じでした。そういうのが，今，1年半前ですけれども，思い出されます。

(司会者)

なるほど。実際，いわゆる審理日程とかは何日ぐらいでやったか覚えていらっしゃいますか。

(1 番)

大体2日です。

(司会者)

2日ですか。では，話合いが2日ということですね。

(1 番)

はい，そうです。だから，そこで十分いろいろな事例，もちろん今，事件の事例を掘り下げまして，裁判所でやったやつの事例を掘り下げて，裁判官，検察官，それから，弁護士，この件での意見も，十分事細かに，分からないところはプロの人に聞いてみんなで相当議論したような気がいたします。

(司会者)

ありがとうございました。

では，続きまして，2番さんが関与された事件の概要です。

この事件は，当時57歳の2番目のお兄さんが父の遺言によりその財産の大半を相続したこと，あと，弟である被告人に対し相続した共同住宅の賃料収入を定期的に送金する旨，約束したけれども，送金を停止したということから，この被告人が2番目のお兄さんに対して強い怒りを抱いて，結局，2番目のお兄さんの生前のお

母さんに対する暴言などを書き留めたメモを読み返しているうちに憎しみが湧いて、お兄さんを殺さなきゃだめだというふうに決意して、そのお兄さんの頭部、頸部、下腹部、腕などを柳刃包丁や切出しで多数回刺し、その頭部を重さ約1.6キログラムの金属製パイプで1回殴打したのだけれども、結局、お兄さんに加療約4週間を要する右尺側手根伸筋・腱断裂等の傷害、あと、加療約2週間を要する頭頸部裂挫等の傷害を負わせただけで殺人未遂に終わったということと、あと、柳刃包丁、切出し1本を不法に携帯したという殺人未遂、銃刀法違反ということのようです。

これも事実には争いはなく、量刑が争点ということのようです。

日程としては、公判・審理、評議を合わせて4日間ということで、判決は求刑懲役8年に対して懲役5年6か月。あと、柳刃包丁とか切出し、金属製パイプ、これらの没収ということに終わったということのようです。これも第一審で確定しました。

2番さん、そういう内容ですが、御感想を簡単におっしゃっていただければと思います。

(2番)

この裁判員裁判を進めていく中で、自分がこの事件の担当をさせていただいたということで、非常に緊張感があったのですけれども、検察官の方や弁護人の方、裁判官の方がすごく丁寧に内容を説明していただいて、一見すると家庭内のトラブルの事件のような感じなのですけれども、なぜ殺人未遂まで及んだのかということ細かいところまでしっかりと掘り下げて、判決に導くことができたかなというふうに感じました。

その中では、ただ単に恨みを持って事件に発展したということではなくて、その背景には、実は介護の問題とかもいろいろな観点からあって、そういう犯行に及んでしまったということを見ると、ちょっとこの被告人の方も事情があったのかなという思いもあったのですけれども、ただ、犯罪は犯罪というところで厳しく、厳しくというか、しっかりと判決を出させていただいたというようなことがありました。

非常にやらせていただいて良かったというふうに感じました。

(司会者)

なるほど。この事件も審理は2日で終わったのですかね。

(2番)

そうですね。

(司会者)

実際、これは殺人未遂ということで、被害者の方は御健在だったようなのだけでも、被害者の方を証人で呼んだというわけではないのですかね。

(2番)

被害者の方は、確か傍聴席の方にいらっしゃったというふうに記憶しています。

(司会者)

なるほど。分かりました。

それでは、続きまして、3番さんの事件です。

この事件はいろいろな訴因があるようなのですが、四つぐらいの事件が一度に審理されたケースみたいですね。

まず、被告人は、共犯者らと共謀の上、当時37歳の被害者男性が自宅に保管する高額な現金を盗もうと考えて、まず、不正に入手した合い鍵を利用して空き巣に及んだというケースです。

その次に、この人が有する多額の預貯金をだまし取ろうと考えて、国税局などの職員による捜索・差押えを装って、携帯電話機ほか預貯金の通帳をだまし取ったということですね。

ただ、だまし取ったのだけでも、この被害者の預貯金を引き出せなかったことから、被害者を拉致して脅して、預貯金を下ろさせて奪うということを計画して、この被害者の人を自動車内に押し込むなどして、いわゆる誘拐するとともに逮捕・監禁して、その際、切出し小刀で被害者の人の右の大腿部を突き刺して傷害を負わせて、結局、これが原因で失血させて死亡させたという事案です。

さらに、この犯行を隠蔽する目的で、この被害者の遺体を建物の床下に穴を掘って埋めるなどして遺棄したと。

都合四つの事件を審理されたということのようです。

この事件は争われていまして、まず、この被告人が刃物の携行を指示したのかどうか。あと、被告人が事務所の被害者の遺体を運び込むよう指示したのかどうか。この点が争われたようです。

日程としては、公判・審理、評議、合わせて6日間ということですね。

判決の内容としては、懲役20年の求刑に対して懲役15年の判決で、第一審で確定しています。

3番さん、この事件について、御感想を簡単に述べていただければと思います。

(3番)

今、お話にありましたように、私の携わった事件、複数の事件に関わるものが一つの裁判の中でいろいろ審理が行われたということで、それに関わっています方々、被告人に関係する方々を含めて非常に多い人たちが関わっていたので、その人たちそれぞれが、この事件に類するところで裁判を受けているということもございまして、関係者が非常に多く、かつ、複雑でした。それぞれの事件での判決が出ているものもございましたし、そういったようなことを含めて、今回の私の関わった裁判も、どのような形で判決に導くかというようなところでしたので、正直なところ、非常にそういった関係者、関係したことを整理していくという作業がかなり大変な部分はございました。

いろいろ御提示いただいた証拠ないし整理をするための資料で、複雑なこの関係を図示していただいたりしたので、判決をするまでに頭の中で整理をしていこうとは思いましたが、まずはそういった今までの2件の方とは違う意味での苦勞をした部分というのがございました。

実際、私の関わった裁判が終わった後で関係の方の裁判がありましたので、個人的には気になりましたので、その方の裁判の傍聴にも行ったというようなところも

含めて印象に残っております。

(司会者)

この資料の冒頭陳述なんかを拝見すると、かなり入り組んだ人間関係になっているのですが、この冒頭陳述は検察官がされたのだけでも、このときに大体の人物の関係とかいうのはぱっと頭に入りましたか。

(3 番)

いえ、一度には無理でした。相関図のようなものを作っていて、その資料は出していただいたのですが、養子縁組ですとか、そういった関係が組まれていたり、それが解消されたり、あるいは本当の方が別の方の戸籍に入っていたりと非常に複雑でしたので、その関係が頭に入ってくるまでには少し時間が必要でした。

(司会者)

あと、これも争われたということで、証人尋問を何人かされているのですが、これはみんな共犯者の方ですかね、大体。

(3 番)

はい。ほぼ関係の方です。

(司会者)

関係の方ですね。

実際、共犯者の方のお話を聞いた印象としてはどうでしたか。今回は争われたから、当然、共犯者なのだけでも、言っていることはぱっと頭に入ってきましたか、その当時。

(3 番)

そうですね。おっしゃっていることはしっかり頭に入ってきたといいますか、理解はできましたけれども、ただ、それぞれがそれぞれの事件といいますか、抱えていたりするので、その部分でどこまでが真実をしゃべっているのか、あるいはしゃべらない部分があるのか、本当に全て真実を述べられているのかというところはな

かなか逡巡するものがございました。

(司会者)

なるほど。分かりました。どうもありがとうございました。

では、続きまして、4番さん、5番さん、お二方は同じ事件に関与されました。これは被告人が、会社の同僚であった当時51歳の被害者と飲酒中に口論となって、果物ナイフで被害者の胸部付近を1回突き刺したけれども、入院加療約1か月を要する傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかったという事案です。

これも事実関係には争いがなくて、量刑が争点だったようです。

これは3日間の公判・審理、評議で判決まで至ったようです。

実際の判決の内容としては、求刑懲役5年に対して懲役3年、執行猶予5年の判決ということで、これも第一審で確定しています。

まず、4番さんから、この事件に携わられた感想をおっしゃっていただければと思います。

(4番)

結局、お酒の席ということなのですからけれども、お酒の席で友達同士で飲んでいて、ささいなことで、何か言われたとかということで、かっとなって刺したということ言われていたのですけれども、結局、何を言ったのか、何を言われたのか。結局、二人とも覚えていないと言うので、結局、もやもや感が残ったまま、という感じがありました。

やはりお酒の席ですので、お互いかばっているのかなというふうに考えたりしたこともありました。でも、そうでもなさそうで、本当に覚えていないのかなというようなことで話は進んでいったと思います。

(司会者)

なるほど。これは何か目撃者みたいな方を調べていたわけではないのですか。

(4番)

目撃者はいなかったと思います。

(司会者)

いないのですね。では、これは証人尋問というのは被害者の方なのですか。

(4 番)

被害者の方は来られていませんでした。

(司会者)

そうですか。そういうことで、ちょっともやもや感が残ったということですかね。
では、続きまして、5 番の方はいかがですか、同じ事件で。

(5 番)

4 番の方と同じ事件だったのですけれども、おっしゃったように、もやもや感はやはり残るようなものでした。最初に、被告人は罪を認めていると聞かされていたので、本当にどんなに怖い人なのか、何てひどいことをする人だと最初はそう思っていたのですけれども、実際に臨んでみると何か全然違っていて、被害者の方は、もう仕事には行っているとおっしゃっていたのですけれども、裁判所に出てくることもなく、聞きたいことがものすごくありましたけれども、実際は聞けないということもあり、それこそ本当にもやもやでした。

(司会者)

おっしゃっている意味は分かります。

(5 番)

人間関係とか、複雑なものは特になかったと思うのですけれども、被告人は被害者に挑発されたり、あおられたり、さらにナイフまで用意されて被害者がやれるものならやってみろということを言ったそうなので、何か高校生のいじめみたいな感じなのかなと、すごく悲しい事件だなというのはとても記憶しています。

(司会者)

結局、これは被害者の方を証人では呼ばないで、調書を読み上げたのですかね。その結果、直接聞けなかったので、お二人にちょっともやもや感が残ったというところですかね。

(5 番)

なぜ出てこないのかという思いでした。

(司会者)

その辺は後で検察官に事情を聞いてみましょう。

続きまして、最後は6 番の方です。

これは被告人が当時25歳の女性Aさんを殺害する目的で、この人及び当時22歳のBさんが一緒に住んでいる家に侵入し、この二人をいずれも頸部を圧迫するなどして、頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害し、この二人の遺体をキャリーバッグにそれぞれ詰め込んで運搬し、山林に投棄して遺棄したという住居侵入、殺人、死体遺棄の事案です。

争点は、この各罪について、被告人がこの事件の犯人なのかどうか、これが争われたということのようです。

実際の日程は、公判・審理、評議を含めて6日間ということです。

判決は、これは死刑が求刑されたけれども、実際は懲役23年の判決となり、これは控訴されて、今、高裁で審理中です。

6 番さん、感想をお願いいたします。

(6 番)

全部で10日間でした。

(司会者)

10日ですか。失礼しました。

(6 番)

まず、裁判員の制度に対していろいろな疑問というか、いろいろ感想はあるのですけれども、裁判員の候補になった後に、その後、抽選という形でこちらに来るのですけれども、その日を数えて6日目に、目の前で死刑求刑というのをされるのですよ。それまで、本来、抽選なんていうのは当たるものではないから、中華街でうまいものでも食って帰ろうかなぐらいな、そんな程度で来たのですけれども、あれ

よあれよと、もう5日、6日目ぐらいには目の前で死刑求刑されている。それが実際、裁判員の実情だったなど。何の知識もなく、いきなりそういう状況になっているというのが。

それもそもそも問題なのかなというのはあるのですが、その間にはいろいろな証拠だとか、いろいろな証人だとかということで、公判でいろいろ話があるのですが、そのうち、最初に検察官は死刑求刑、弁護人は無罪。もうゼロから100ですよ。その間に入って、お前何とかせいと、そういう状況に立たされたのがそのときの感想でした。何とかなるのかな、これみたいな。そんなので結論は出るのだろうかというところが非常に大きなところでした。

話をいろいろと公判の中で聞いていて、被告人の意見というのもあるのですが、実際にそれを裁判員として直接質問もできる時間もあるのですが、そのときにいろいろ話をして、被告人の何となく人となりみたいなものも見えてきて、そのときに、あまり俺と変わらないなど。そんな極悪非道の人間が殺人を犯して、ここに座っているんじゃないと。恐らく何かのきっかけで、非常にいろいろな悪いタイミングというか、不運が重なって、こういう状況にこの人は陥ってここに立っているのだなど。

逆に言い換えれば、私もぼーっと生きていながら、何かいろいろな運というか、抽選に当たったりとかで何となくそこに立っているのだなど。もしかすると、立場が逆だったというのもあるんじゃないかなんていうふうに考えていたら、人が人を裁くのってどうなのだろうと。そんな偉そうなことを言いながら、人を裁いている立場じゃないんじゃないかなんていうのも非常に強く感じました、裁判員をやりながらですけれども。

だから、まず、全然右も左も分からない流れでそういう状況にあるということと、本当に裁くという仕事というのをやっていいのかなというところが、裁判員としての、大きな事件の担当になったので、そういうふうに感じたのですが、その辺が大きな感想として残りました。

(司会者)

なるほど。分かりました。

それでは、個別にちょっと伺っていきましょう。

まず、今回の事件はそれぞれ刺激的証拠というのが出ているのですけれども、この内容を確認していきます。

まず、1番さんの事件ですけれども、これではいわゆるスプレー缶が、血痕が付いていた証拠物ということで証拠請求されて、取り調べたようです。その辺のまず状況ですね、それをちょっと確認させていただきます。

1番さん、まず、出てきたのがスプレー缶ということですが、これは覚えていらっしゃるでしょうか。

(1番)

ええ、覚えております。

(司会者)

それで、皆様は、まず、裁判員に最終的には選任されているのだけれども、その選任されるに当たって、いわゆる選任手続というのをされたと思うのですが、2階の大きな部屋に皆さんに集まっていて、いろいろな質問を受けて抽選ということになるのですけれども、その席において、まず事案の概要という説明が係からありましたね。その中で、今回はこういった刺激的証拠ということで、精神的に負担を掛けるような内容のものがありませんよということで、何か頭出しとかはありましたか、1番さんのときには。覚えていらっしゃるでしょうか。

(1番)

私の場合は、もう全く私はその凶器が刺激的と思わなかったのですよ、もう第一に聞いて。というのは、何か流れの中で、人間が家の中を動いて、特にスプレー缶なんかは浴室でとか、手近にたまたまあると。なかなか家の中に木刀というのはないので。何か歩いている、あるいは目の範囲、そこにスプレー缶とか木刀があつて、ちょっとはさみは別ですけれども、それでも女の人のさみですから、

何かいつも身近にあるようなもの、それがたまたまずっと精神的なものと一緒に行動に起こされて、たまたまと言ったらおかしいけれども、判決では一応殺すという意思があったとか言っていましたけれども、何か特別怖いものであるとか、本当に刺激的、ああすごいものを持ち出したのだなという考え方は最後まで私はなかったです。

(司会者)

そうですか。

私の方でまず伺いたいのは、その質問、手続の冒頭に、今回はそういった刺激的証拠がありますという、そういう説明はまずありましたか。

(1 番)

ありました。

(司会者)

そのときは、こういったスプレー缶で血痕が付いていますとか、そういった内容まで案内はありましたか。

(1 番)

それはなかったような気がします。ちょっと忘れていきますので。

(司会者)

それで、では、刺激的証拠があるということで、何か個別に事情を聞いてほしい方はいらっしゃいますか、不安を抱いている方はいらっしゃいますかというふうな質問はありませんでしたか。

(1 番)

いや、なかったように思いますね。

(司会者)

ないですか。

(1 番)

ええ。まだそのときは個別も何もただぽつと聞いただけで、さっきの方ではない

けれども、ただ裁判員になったばかりで、ぽんと何か来たものですから。

(司会者)

そうすると、1番さんは、それを伺っていたときに、特に刺激的なものなので、何か気になるとか、そういう気持ちは抱かなかったということですね。

(1番)

全く。はい。

(司会者)

分かりました。

では、続いて、2番さんに伺います。こちらでは、凶器とされる柳刃包丁、切出し、あと、金属製パイプ、これが証拠物として入っていて、犯行現場と、あと、殺人未遂で負傷した被害者の方の写真、こういったものがあったようなのですけれども、この点については、いわゆる選任手続で頭出しとかはありましたか。

(2番)

具体的に4点ほど写真とか凶器が出ますよというのはなかったのですが、血が付いたものとか現場の写真だとか、そういったものを見て、ちょっと苦手な方とかはいますかというようなことではありました。

(司会者)

あったのですね。それは口頭でありましたか。

(2番)

口頭でありまして、申し出て下さいというのはちゃんと説明をしていただけたと記憶しています。

(司会者)

なるほど。

それで、個別の質問で行かれた方も結構いらっしゃいましたですか。

(2番)

あのときは何人かいたかなというふうに思います。

(司会者)

いらっしやった。2番さんは、個別の質問とかは特に御希望されなかったわけですかね。

(2番)

特には。

(司会者)

それを聞いたとき、どんな印象を受けましたか。血痕とか写真があるというふうなことで、どんな感じになりましたか。

(2番)

裁判で客観的証拠として出されるものなので、それはもう受けとめるべきだなというふうには感じましたが、例えばそれがもうちょっと、血痕というよりも遺体だとか、そういったものになると、ちょっと困るなというのありました。

(司会者)

遺体だと、ちょっと考えた。

(2番)

考えた、自分としては。

(司会者)

遺体の写真とか何かはということですね。

(2番)

今回はそういったことでもなかったの。

(司会者)

そんなようなことですね。分かりました。ありがとうございました。

3番さんは、これはドライブレコーダーの音声ですね。これがどうも車内での被告人らの暴行により亡くなっているということで、映像には映っていないのだけれども、この音声に被害者に対する暴行の状況とか、死亡した後の被告人らの発言が何か記録されているという内容なのですからけれども、どんな感じでしたか。

(3 番)

死亡事案であるということでのお話は、冒頭でありましたけれども、何が出てくるかという話、具体的・個別なものは私もいただいております。

ただ、ある程度、非常に P T S D になるようなものについては、工夫をしたりということはしますよというようなお話はいただいていたかと。「P T S D」という言葉は使っていませんけれども、非常にショックを受けるようなものについては、少し加工したりすることもありますというような類いのお話は多少あったと思いますが、それが何が出てくるか、どう出てくるかというお話はなかったですね。

私の場合、人が死んでいる話なので、死体はもちろんそのものの写真はなかったですけれども、死体検案書の人の形を書いて、ここここに傷があって、ここを刺されていますというようなことですか、それから、遺棄されて埋められていますので、そのものずばりはなかったですけれども、こういう形で埋まっていたという、要するに出した跡というのですかね、その現場の写真ですとかはありました。

(司会者)

選任手続でのアナウンスですけれども、それは何かありましたですか。

(3 番)

御意見ある方はというようなことは記憶しておりますけれども、私自身は特には。要は、その時点では、何がどういう形で出てくるかというのが具体的には分からなかったもので、そこでは特には質問はしませんでした。

(司会者)

例えば遺体の写真とか、そういうものだったら、やはりちょっと個別に聞いてほしいというような要望になりましたですか。

(3 番)

そうですね。何ともいうところですがけれども、私の事案でいうと、一度埋められてしまってから遺体が出てきてということだとすると、出てきた状態をそのまま見せられるということについては、どうだろうなという。私はともかくとして、一

緒に裁判員をやられた方の中には、かなりショックが残る方もいらっしゃるんじゃないかなというところはちょっと考えはしました。

(司会者)

やはり個別に質問か何かを希望された方もいらっしゃいましたですか、当初。

(3 番)

いや、そのときには特には。

(司会者)

なかったですか。

(3 番)

はい。

(司会者)

分かりました。ありがとうございました。

今度は4番さん、5番さんの事件ですが。これは事件現場の血痕写真、8枚のスライドということですか、それがあるということのようだったけれども、これも事前に裁判員等選任手続の中でアナウンスはありましたか。

まず、4番さん、覚えていらっしゃいますか。

(4 番)

うろ覚えで、覚えていないですね。

(司会者)

覚えていらっしゃらない。

(4 番)

刃物があるようなというのは、記憶はあるのですけれども、ただ、写真で血痕が付いたものというのはなかったような。ちょっとはっきりは覚えていません。

(司会者)

なるほどね。何かナイフにどうも血が付いていたのですか。

(4 番)

そうですね。それも白黒で。

(司会者)

白黒になっていたわけですか。

(4 番)

加工していただいて、直接カラーで見て刺激を受ける方もいらっしゃると思うのでということで配慮してもらって、その形になったと思います。

(司会者)

でも、刺激的証拠があるかどうかのアナウンスがあったかどうかは、ちょっと今は記憶がない。

(4 番)

ちょっとないです。

(司会者)

分かりました。

5 番さんはいかがですか。

(5 番)

私も、そうですね、選任の時ですよ。

(司会者)

そうそう、最初的时候了。

(5 番)

そのときの記憶はないです。

(司会者)

ないですか。

(5 番)

はい。後日見たような気がするのですが、それは白黒であったような気がします。白黒で血は一つも出ていないという気がしますけれども、私は逆に見たかったです。どの程度のものなのか、果物ナイフでどの程度の血が出るのかというの

が知りたかったです。

(司会者)

逆にですね。後でまたその辺は伺います。ありがとうございました。

最後、6番さん、こちらは、関係するものとしてはたくさんあって、何か特殊なケースで、遺体がキャリーケースに入っていたようですね。それで、キャリーケースに遺体が入っているという簡易な線画のイラスト、これは白黒加工されているみたいですけども。

あと、開いたキャリーケースに遺体が入っている写真、これは加工したセピア写真ということですね。あと、キャリーケースに布団圧縮袋が入っているカラー写真、少量の血痕があったみたいです。あと、遺体を入れていた布団圧縮袋単体のカラー写真、これも血痕が少しあったと。あと、遺体に巻かれていたカーテンのカラー写真、少量の血痕があった。あと、人体標本、市販のもののようなのですが、これのカラー写真、これが複数のものということのようですけども、選任手続のときに、こういったものがありますよというアナウンスはありましたか。

(6番)

選任手続でまだ決まる前に、証拠の中でそういう刺激的なものがありますよと。そのときに具体的なことは言っていないで、例えば血が付いているとか、例えばモザイクとかは掛かっているのだけですけども、遺体の写真とかがあった場合でも大丈夫ですかみたいな、そういう質問のされ方はしていたと思います。

(司会者)

それは口頭であったのですか。

(6番)

そうです。最初の説明のときに。そこで問題がある人は手を挙げてくださいみたいな感じで、問題あると言った人が個別に説明をいろいろ受けていたりみたいな。私は手を挙げなかったですけども。

(司会者)

あまりそういうのは気になさらなかったですか。

(6 番)

私ですか。私は全然気にしないどころか、むしろ今挙がっていた証拠は、随分イラストになっていたり、セピア調だったり、モザイクが掛かっていたり、もう全部出しちゃった方がいいんじゃないかなと私は個人的に思いました。

というのは、やはり被告人がやったことというのがどれほどのことかというのをよく知るべきだなと思うと、そこにフィルターを掛ける必要というのはあるのだろうか。むしろそれに耐えられないのだったら、裁判員をやっちゃいけないんじゃないかなぐらいの私は感想を持ちました。

(司会者)

なるほど。分かりました。

今度は、実際の証拠調べ手続の中でどういうふうな形で取り調べていったか、それを皆さんの方から実情を紹介していただきたいと思います。

まず、1 番さんですけれども、このスプレー缶、これを証拠で調べるときに、ちょっと血が付いているスプレー缶ですとか、そういうような頭出しみたいなものは検察官の方からありましたか。

(1 番)

ありました。

(司会者)

ありましたか。実際、そういう話はあったわけですね。

(1 番)

はい。

(司会者)

それで、スプレー缶はどんな形で皆さんは御覧になったのですか。遠目で見られたのか、それとも、ちょっと近くに来てなのか。

(1 番)

いや、遠くですけれども、浴室で女性の何か普通一般に置いています、あれを我々はみんなイメージできたわけです。

(司会者)

缶はね。

(1 番)

缶は。スプレー缶と。だから、どっちを持ったのだろうとか、そういうところにむしろ我々の質問が行って、底を持ったのか、底を持つと、上が少しとんがりますよね。あるいは缶の平たい丸っこいところでいったのか、あるいはそのときに端を使ったのか。真っすぐだったら頭がへこむだけですので。

(司会者)

なるほど。取り調べるときの離れたところというのは、かなり離れたところだったのですか。

(1 番)

そうですね。検察官とか何かがいらっしゃる、そのすぐのところです。

(司会者)

そうすると、3メートルぐらいですか。

通常は、検察官は証拠物の展示はかなり身近でやられているのではないですか、普通の場合だと。3メートルぐらいではなくて、もっと手元に置いて。

(検察官)

そうですね。手元まで持っていく方が多いと思います。

(司会者)

例えば、1メートルぐらいのところで御覧になるような感じ。

(1 番)

そのぐらいだったかも分らないです。とにかくもう、このスプレー缶、そういう浴室にあってということが頭にあるものですから、別にそれが凶器かというのはあまり意識がなくて、その凶器を凝視するということはあまりなかったですね。

(司会者)

そのスプレー缶は法廷で御覧になっていますよね。それを後でもう一回見たいとか、そういうことはありましたか。

(1 番)

全くございません。

(司会者)

ないですね。

(1 番)

はい。もう頭の中に自分の浴室のいろいろは分かるし、大体同じようなものがあるなど。木刀もただ普通のものだと。

(司会者)

これはやはり現物を見て良かったですか、そういったイメージを置くという意味で。写真で代える場合もあるけれども。

(1 番)

私の場合は写真で十分だったと思います。

(司会者)

今回は。

(1 番)

はい。

(司会者)

ただ、どっちで叩いたとか大きさとか、そういうのも。

(1 番)

それはもちろんきちんとしてよろしいですね、写真より。

(司会者)

写真と現物だとその辺がちょっと違うような気もするのだけれども、そういう意味ではどうですかね。それは写真でも差し支えなかったですか。

(1 番)

ええ。差し支えないです。

(司会者)

と思われると。

(1 番)

ええ。ただ、みんな、我々のときは、はさみが後で一番最後に出てくるのですけれども、はさみが出たときに「おおー」とかいうような声が出ました。

(司会者)

それは何でまたそんな。

(1 番)

今まではそこにある木刀とか、浴室は、それは自分の行動の範囲ですね。行動の中で、このやろうという感じですね。だけれども、はさみというのは、一応、引き出しを開けて、取り出すという、要するに、目の中にないのに、そこを開けて取り出して犯行に及んだというのと、木刀はその近所、浴室なんかのやつはそこにスプレー缶がたまたまあった。たまたまあったというやつと、ただ、はさみのときだけは「おおっ」と思いましたね。それはやはり引き出しを開けて、凶器として持って行ってやったというぐらいですね。

(司会者)

そのはさみに血が付いていたとか、そういうのはなかったのですか。

(1 番)

それはもちろんあったと思いますけれども、ちょっと覚えていないです。

(司会者)

覚えていない。

スプレー缶は、どうも証拠を見ると 5 本と出てくるのだけれども、そんな数を調べたのですか。

(1 番)

ええ，そうです。

(司会者)

全部。

(1 番)

はい。それはありましたね。ただ，一般的なものがずらっと置いているというのは，私なんかの家でも同じようなことが想像できますので。

(司会者)

それで，1 番さんは，そのスプレー缶を御覧になっても，特に心理的に何か不安になったとか，そういうのはなかったのですか。

(1 番)

全くございません。

(司会者)

他の方で何か変になるとか，それもないですかね。

(1 番)

だから，はさみというときには，そういうふうに，今までがスプレー，その近所に置いていたものが，はさみを取り出したというので「あらっ」と，ちょっと自分たちも「おっ怖っ」と。

(司会者)

今回は，証拠調べをする前に，これからいわゆる凶器とされるスプレー缶を取り調べますというふうなアナウンスがありましたよね。それがなかった場合，どうでしたかね。いきなりスプレー缶がぽっと来て，これはこのときのスプレー缶ですとぽっと見せられたら。

(1 番)

特にスプレー缶というと一般的で，私なんかは，これもスプレー缶みたいなものですけれども，こうやって持っているものですから，凶器というイメージが全くないのですよね。

(司会者)

なるほど。では、頭の中ではそんなに自分ですごく刺激的とか、そこまでは行かなかったですかね。

(1 番)

今回は、我々のところは、私はなかったですね。

(司会者)

分かりました。ありがとうございました。

続きまして、2 番さんですね。こちらの方の柳刃包丁とかの凶器、これはどんな感じで証拠調べされましたか。

(2 番)

凶器と言われているそのものを我々の手元に。

(司会者)

手元ですか。事前に、これから凶器を見てもらいますとか、そういう話もあったですか。

(2 番)

ありました。

(司会者)

ただ、その凶器には血は全然付いていなかったですか。

(2 番)

付いていました。

(司会者)

付いていた。

(2 番)

ええ。この袋に入れたものを直接ですね。それを実際に手に取って見てくださいという形で、持った際にですね。

(司会者)

そうですか。そのときに、ちょっと血が付いている包丁とか、それを見てもらいますとか、そういうアナウンスは。

(2 番)

ありました。

(司会者)

あったのですね。

(2 番)

はい。

(司会者)

実際に御覧になって、何かそれで「おっ」とか圧迫を受けたとか、そういうのはありましたか。

(2 番)

ありましたね。その証拠調べの際に、今回の事件は、強い殺意に基づくものかどうかというところが論点でしたので、私が見たのは金属製のパイプなのですが、あとには包丁ですか。特にパイプについては、先端部が重く加工されていて、結構重みがあるもので、これで殴られたら本当に、今回はたまたま被害者の方が、たまたまというか、生きていらっしゃって良かったなというところなののですが、本当に亡くなってしまうのではないかというぐらいの重みがあるものだったので、これは相当な殺意があったのではないかという一つの判断材料になったというところでは。

(司会者)

実際、手に取ったことで、かなりそのイメージが湧いたのですか。

(2 番)

そうですね。それが写真とかだとなかなか分からないのかなというところでは、手に取って良かったかなと。

(司会者)

なるほどね。そういうことですか。

あと、何か現場の状況とか負傷状況の写真もあったというのだけれども、これは覚えていらっしゃるでしょうか。

(2 番)

ありましたね。

(司会者)

それもやはり現場の状況は、いろいろな血痕とか、そういうことなのでしょうけれども、そういうのはなかったですか。現場の写真についてはどんな感じですか。

(2 番)

実際に犯行が行われた直後と思われる写真が出まして、そこで多分、我々は現場を実際に見ていないので、写真を見て、状況はこういう状況だったというものを判断するには非常に大事な写真だったんじゃないかなと。多少白黒が掛かっていましたけれども。

(司会者)

そうですか。負傷状況なんかはどうでしたか。

(2 番)

見ましたね。お医者さんの診断書みたいなものもありましたし、それと、ここの部分を刺されたとか、傷口はここでしたとか、ここを刺されると致命傷じゃないかとか、そういった分析するのにはやはり必要なものではないかなというふうに思いました。

(司会者)

それは何か加工はしてあったのですか。

(2 番)

加工はしていませんでしたね。

(司会者)

していませんでした。生の感じ。

(2 番)

生です。ただ、縫い目だとか、そういったものですので、そんなに刺激的なものではなかったんじゃないかなというふうに感じました。

(司会者)

2 番さんは、特にそれは刺激的には思わなかったのですね。

(2 番)

別に。はい。

(司会者)

他の方は、また別にあまり嫌がられるような方はいらっしゃらなかったですか。

(2 番)

特には拒否、拒絶されている方はいなかったと思いますね。

(司会者)

分かりました。ありがとうございました。

続きまして、3 番さんはいわゆるドライブレコーダーの音ですね。ちょっと特殊ですけれども、ドライブレコーダーの音だけではなくて、その音声を反訳した文もありましたかね。

(3 番)

ありました。

(司会者)

二つあったのですか。

(3 番)

時系列で、何時何分何秒、このせりふとかということで紙で出していただいたものが、法廷のところには隠されたのですけれども、手元資料でありまして、それと合わせる形でドライブレコーダー、そのときは、要は表側を映すカメラですから、ドライブレコーダーというのは。中の音声は入るということで、要するに、外の景色はそんなに重要ではないというか。

(司会者)

音だけ再生したということですね。

(3 番)

音の方を反訳された紙の資料と照らし合わせてということで、見ながら、聞きながらです。そのとき一緒に、こういうルートで走っているときの音ですというような話は説明がありましたので、それを鑑みてという形になりました。

(司会者)

実際、これを調べるに当たって何かアナウンスとかはあったのですか、これから音を聞いてもらいますとか。

(3 番)

それはありました。

(司会者)

それで、再生するときはイヤホンを着けてされましたか。

(3 番)

いや、そのときは法廷に音声が確か流れていたと。

(司会者)

全部流れたのですか。

(3 番)

はい。イヤホンを着けて聞いていませんで、ですので、傍聴された方は、多分それを聞いているはずで。

(司会者)

そうですか。そういう取調べ方法だったわけですね。

(3 番)

はい。

(司会者)

実際、書面でやり取りもあったということを言われたわけですが、それと、実際

に音を聞いた感じで、書面だけでは不十分だったでしょうか。どうですか。

(3 番)

私に関して言えば、実際の、要するに、そのときというのは、まさに犯行が行われているリアルタイムの車の中の音でしたので、紙だけとはまた違う、話の口調ですとか、話しているトーンですとか、そういったものも含めて分かりましたので、紙だけでは、字面ではいろいろ刺激的な言葉が書いてありますけれども、やはり実際に音声で聞くのとは印象は違ったなと思って、音声を聞かせていただいた方が、どういう状況だったのかというものの判断には役立ったかなとは思います。

(司会者)

それを聞いた後、ちょっと気分が悪くなってしまったとか、そんなような印象はありましたか。

(3 番)

気分が悪くなったということはないですけども、ただ、あえて言いますけれども、人が亡くなる瞬間って、こんな会話をしているのだというのは、多分、そうそう人生生きていても経験できることではないので、そういう意味ではちょっと考えるところはありました。気分が悪くなったとか、そういう話ではなくて。

(司会者)

そこまでは行かなかったですか。

(3 番)

ええ。実際にそういったことを目の当たりに、後で音声ですけども、しているのだなという気は、それを聞いた後ではそんな気分にはなりませんでした。

(司会者)

ありがとうございました。

今度は4 番さん、5 番さんの方で、これは現場の血痕写真ということですけども、これは覚えていらっしゃるでしょうかね。

(4 番)

はい。

(司会者)

どんな感じで出てきたわけですか，現場の血痕の状況というのは。

(4 番)

法廷の中のスクリーンに白黒でした。

(司会者)

白黒なのですね。要するに，血痕とされるところが全部白黒。

(4 番)

全部白黒でした。

(司会者)

全部白黒ですか。なるほどね。

ただ，この事件は争いはなかったようなのだけれども，それは白黒ということで，どうですかね，印象としては。むしろ良かったのか，それとも何かちょっと不満だったのかとか，そんな感じで。

(4 番)

人それぞれだとは思うのですけれども。

(司会者)

4 番さんのお気持ちでどうですか。

(4 番)

私は白黒じゃなくても良かったのかなと思います。このぐらい出血するのだよとか，そういうものを，実際に見てみたいというか。

(司会者)

そうですか。

(4 番)

凶器の刃物自体も実際には見ていないです。

(司会者)

なるほどね。そうすると、凶器のナイフですね、今おっしゃったのは。これは法
廷で証拠として請求されたのですね。

(4 番)

されていると思います。

(司会者)

されているのですね。それも実際、法廷でも調べたのですかね。

(4 番)

現物が出てきたと思うのですけれども。

(4 番)

でも、血痕が付いている生々しいものは見ていないです。

(司会者)

御覧になってというか、見せなかった。

(4 番)

見せなかったです。

(司会者)

見せなかった。写真を見せたということですか。

(4 番)

写真は見たけれども、白黒でした、やっぱり。

(司会者)

その中では果物ナイフは出てきた。

(4 番)

写真ですか。写真で出てきたような気がしますけれども。

(司会者)

5 番さんはどうですか。

(5 番)

いや、曖昧ですね。

先ほど果物ナイフでどれだけ出血って、私、確か言ったと思うのですけれども、私たちは血の付いたナイフを袋で渡されたわけでもなく、セピア色にすることによって何か意味があるのかなと、そう勘ぐってしまうかなと。勘ぐってしまうのは私だけかもしれませんが。

(司会者)

いや、多分それは、血を見ると「おっ」と思われる方がおるので、それで、白黒加工ということでやられているのだと思うのだけれども、それは5番さんにとってはちょっと御不満だったということですか。

(5番)

そうですね。確かに、血が好きなわけではないのですけれども、どれほどのものだったのか、やっぱり見たいですね。被害者の方が、縫った写真ですかね。恐らく直後ぐらいのだと思うのですけれども、写真を見せていただいたのですけれども、その後、数か月でもう現場復帰されていると聞いたので、本当にあなたはそれでよく仕事に復帰できましたねという感じの、傷の写真を見せていただいたのですけれども、何だろう、すごいもやもやして、全体的にもやもやしていました。

(司会者)

では、後でその辺を含めて、検察官に説明してもらいましょう。分かりました。

では、最後、6番さんはいかがでしたか。このキャリーケース等、いろいろぼかしているような感じになっていますけれども、どんな感じでしたか。そういうものを調べる前には、アナウンスはありましたか。

(6番)

公判のときですか。

(司会者)

ええ、公判のとき。

(6番)

同じような説明がありました。

(司会者)

ありましたね，それは。

(6 番)

刺激的なものが証拠としてありますのでという話がありました。

(司会者)

実際，御覧になって，どんな感じでしたか。

(6 番)

今おっしゃったように，私ももやもやのままなのですけれども，結局，先ほど言ったように，あまりフィルターを掛ける意味ってあるのかなというふうに思っています。刺激的なものだから見せませんよでは，それは証拠にならないんじゃないのというのが私の考えで，それに耐えられなかったら裁判員をやらなきゃいいじゃないかという，だから，そっちにフィルターを掛けるべきじゃないかなと私は思っています。

私が見た写真で一番刺激的だと思われるのは，キャリーバッグの中に遺体が詰められた状態の，それで遺棄されていたのですけれども，開けたような状態で，そこに遺体が入っている。それは相当フィルターが掛かっていて，何だかよく分からないのですよ。セピア調になって，かつ，モザイクみたいなものがあって，そこに一々説明をしないと，これが何なのか分からないぐらいフィルターが掛かっちゃっているのを証拠として出されていても，何だこれとしか思えなくてそれって，もう少しこれをちゃんと見られれば，いろいろ判断ができたんじゃないのみたいなものがありました。

(司会者)

大きさがきっちり見えない状況だったのですか。ぼかしてあったとか，そんなふうにおっしゃるのは。

(6 番)

もうほとんど分からないような状況でしたね。多分それが一番刺激的な，本物の

写真はかなり刺激的だと思うので、一番ぼかしていたと思います。

(司会者)

遺体が入っているものですね。これは遺体だから、多分、くるまれてもいないのでしょう、恐らくね。

(6 番)

圧縮袋なので透明なのです。

(司会者)

透明な袋に入っているのですか。

(6 番)

はい。そこに挿絵というかイラストみたいなものがあって、ここはこうなのですよというような。別に説明をするぐらいなら、見せた方がいいんじゃないかなというふうに私は思いました。

(司会者)

そういうことでいろいろ御意見が出ましたけれども、検察官の方では、この刺激的証拠を見せるというスタンスをどのようにお考えになっているのでしょうか。

(検察官)

現在、皆さんがお話しされたように、血痕等は白黒にしたり、あるいはイラストを使ったりということがありますので、裁判員ですから、もちろんだろうという証拠を出すかというのは、裁判員が始まる前にもうそういう書類は作っていますので、そうしますと、裁判員としてどんな方がいらっしゃるのかというのは、当然、こちらとしては分かりません、くじ引きです。

そういうことを考えますと、事件を分かってもらふということと、あまり刺激的過ぎて御負担をお掛けしてはどうかなというところで考えていっているところなのですが、今日のお話を聞きますと、何か分かりづらくなっているというようなことがあったのかなというふうに思いましたので、ちょっとまた考えなくてはいけないかなと思いますね。

(司会者)

金子弁護士，弁護人のお立場だと，この刺激的証拠のスタンスはどんな形で臨まれているのですかね。

(弁護士)

弁護人として，刺激的証拠と言われる問題について，何に注意をしているかという点を申し上げますと，その前に，原則として刺激的証拠は出すべきではないというのが原則と考えています。

ただし，原則と申し上げているのは，例外として刺激的証拠を出すのもやむを得ないというケースもあるということは，弁護人としても理解しています。

というような前振りをしまして，何に注意しているかといいますと，弁護人の立場としては，裁判員の皆さんには証拠に基づいて事実を冷静に認定していただきたいということなのですね。なので，そこで冷静に認定していただくために必要であれば，それが結果として刺激的な証拠であっても，出すことについて私は抵抗を感じません。

ただ，感情に訴えるとか，情緒に訴えるような目的があって刺激的証拠が出されるということであれば，弁護人としてはこれは強く反対しなければいけないということに，一応，私としては住み分けています。

今，ずっと裁判員の皆さんの御意見を伺って，実は二つ論点があるような気がしました。

一つは，例えば遺体の写真を出すか，出さないかという意味での刺激的証拠を出すかどうかという一番メインの論点ですね。

2番目としては，やはり出さざるを得ないときに，それにフィルターを掛けるべきだろうか。白黒写真にするかとか，モザイクを掛けるかとか，それは出し方の手法の問題で，これはちょっと分けて考えた方がいいんじゃないかなと，今，皆さんの意見を聞いて思いました。

元に戻って申し上げるわけですが，弁護人の立場でも，やはり事実認定を冷静に

判断いただくために必要であれば、刺激的証拠もやむを得ない。例えば今回のケースで幾つか伺ってなるほどと思ったのは、2番の方のお話で、包丁の実物をお持ちになって、重さから殺意の強さが分かったという御発言があつて、これなんかは、事件そのものは争いがなかったようですけれども、殺意の認定にはやはり不可欠かなと。これは弁護人としても思いました。

同じく、キャリーバッグの中に遺体があるというのは、非常にセンセーショナルで、できれば見たくないとは思いますが、これは全面的に犯意性が争われている事案だったようですから、これも残念ながら刺激的証拠を出すという方法でやむを得ないのではなかろうかと思いました。

ちょっと私、伺って頭の中に疑問符が湧いているのは、3番の方が担当された事案でドライブレコーダーの音声なのですね。これは反訳文が証拠で出ているのに、それにプラス、なぜドライブレコーダーという音声まで必要だったのか。ちょっと事案は知りませんが、伺っていてちょっと疑問に思いました。

ちょっと長くなりましたけれども、弁護人として注意していること、思っていることは以上です。

(司会者)

今、ドライブレコーダーと反訳文の話がありましたけれども、検察官のお立場だと、いわゆる反訳文だけで足りないというケースだと、どんな場合なのですか。

(検察官)

実際に今まで自分が担当した事件ではないのですが、やはり先ほど3番さんがおっしゃったような言い方とか口調とかが重要になってくると考える事件だと、そういう音声そのものを聞いていただくということもあるのかなと。実際、他の検察官が担当した事件でそういうものもありました。

(司会者)

特に今は防犯カメラの映像とか、そういうものがすごく精度が良くなったので、一見すると分かるとか言っているのですね。それで、結構映像の取調べとかがやは

り増えているようにも思うのですけれども、映像というのは、やはり客観的証拠だから見るべきなのか、それとも、あまりに刺激が強過ぎるからどうなのか、その辺はあまり吟味はされていないのですかね。

（検察官）

あまり防犯カメラって、そんなにアップで逆に映らないのですよね。ですので、これまで経験した中ですと、防犯カメラが刺激的だなと思うようなものはあまりないですね。

例えば、殴り掛かっている状況が映っているときもありますけれども、それはやはり遠くから映しているので、あまり刺激的ではないです。やはり写真にすると分かりづらいのは間違いないので、もちろん防犯カメラも、きれいに映っているのと、あまり性能が良なくてあまりきれいに映っていないものもありますけれども、防犯カメラのきれいな映像だとよく分かるというのは、間違いなくあると思います。

（司会者）

検察官、弁護人のお立場から、それぞれ御質問があれば、どうぞ質問していただいて構いませんので、金子弁護士から。

（弁護士）

いいですか。金子ですが、今のドライブレコーダーのことが、くどいのですけれども、事案が分からないので、むしろ確認したかったのですが、この事案のいただいている資料の検察官の冒頭陳述を見ると、ドライブレコーダーに録音されているのに対応する部分は、事実関係自体には争いがなかったんじゃないかなというように読めるのですね。

これは被告人自身が何か指示のようなものを発言しているか、いないかが争点になって、ドライブレコーダーに正にそれに関する発言が録音されていたというケースなら、事実認定に必要なとも思いますけれども、どうも冒頭陳述メモを見る限りでは、そのように受け取れないものですから、それで、ちょっと裁判員を経験された方にお尋ねしたいのは、反訳文以外にドライブレコーダーをお聞きになって、

事実はこうであったのだと分かった点がおありであったか、なかったかということをお答えいただけますか。

(司会者)

どうですかね。

(3 番)

では、3 番ですが、今、弁護士の方からは必要なかったのではないかというお話がありましたけれども、確かにこの事案というのは、要は、おおむねにおいてこの被告人は争っていないと。ただ、指示を出したかどうかという点について争いがありますということと、最終的にその指示は2点で、凶器を持っていけという指示をしたか、それから、事務所に埋めろという指示を出したかどうかで、「そこは私はやっていません、それ以外は認めます。」という事案でした。

おっしゃるように、その点について、このドライブレコーダーがどこまで反映されるものかということについては理解はできますけれども、裁判員に任命されて裁判に臨んだときに、これは死亡事案ですということで、結果的に監禁致死ですけれども、要は、悪意を持って人をさらってきて、結果的に殺したというか、死んでしまいましたという事案を、初めて裁判に、人の生き死にに関係するようなもの、今回は死刑か無罪かということではなくて、やったことについて、どのぐらいの量刑かということが主でしたけれども、それにしても、私が実際に携わらなければいけないこの事件というのはどういうものなのか、どういった事件なのかということのも、やはり人を裁くという上においては知りたいというか、知らないで、何となくこのぐらいでいいんじゃないですかということは無責任だと思います。

それについては、やはり今、争われている、要するに、刑事司法的には争点ではないところについても、素人の裁判員としては、どうして、どうやってどうなっているから、だから、私はこれで何年という判決にしたいですということを判断するためには、何が起こっていたかというのは知らなければいけないと思っています。

むしろ今回のドライブレコーダーの字面だけでいいんじゃないか、要するに書か

れたものだけでいいんじゃないかというお話に関しては、書類上で人の何年、場合によったら生き死にを裁くということを逆にしているのかというのは素朴な疑問です。

ですので、今回の争っている争点には関わらないけれども、事件全体を知るためには、生の音声というのが聞けたことについては、私は良かったと思いますし、聞きますか、どうしますかと二択の選択をもしされたとしたら、聞かせてくださいというのが私の意見です。

(弁護士)

分かりました。

(司会者)

あと、今の絡みで、4番さん、5番さんがちょっと何かもやもや感が残っていると盛んにおっしゃっていたのだけれども、それについて、検察官のお立場から何か説明できますか、この事件について。

(検察官)

直接担当したわけではないので一般的な話になってしまうのですが、今回は恐らく被害者の方の書類が証拠になっていましたので、どうしても被害者の、それが証拠になっていなければ、被害者の方に法廷に来ていただいてお話ししていただくということになりますが、書類があったので、どうしても必要であるというわけではないということです。

恐らく来ていただいて、話していただいた方が分かりやすいのかどうかというような観点から検討したと思います。その点、例えば、被害者の方がどうしても出たくないとかっておっしゃったときに、一応、書類がありますので、無理やりに近い形で来ていただくかどうかということもあります。

あと、来ていただいてどういったお話をしてもらえるかということもあります。

(5番)

すみません。出たくないと言えば、出なくていいのですか。

(検察官)

出なくていいというわけではないのです。どうしても必要であれば、出ていただきます。ただ、書類がありますので、では、代わりの手段があるときに来てもらうかどうかというのは、やはりちょっと検討するということになります。

例えば、もう一回被告人の顔を見て、今回はそうかどうかは分かりません。でも、人によっては、もう一回被告人の顔を見て話して、精神的にまた思い出してショックを受けるというような方もいらっしゃると思いますので、そういうときはどうするかというのは考えますので、もちろん来てもらうときもありますけれども、ケース・バイ・ケースというところになります。今回がそうかどうかはちょっと私も分かりません。

あと、もう一つは、口論のところが分からなかったというお話があったと思うのですが、ひょっとすると、来てもらって話してもやはり覚えていませんという回答になって、来てもらったけれども、もやもやが残ってしまうということもあったのかなというふうには思います。でも、もし来てもらうのだったら、してもらった方がきっと分かりやすかったのかなというふうに思います。

(司会者)

澁江さん、何かありますか、質問。どうぞ。

(裁判官)

裁判所としても刺激的証拠の採用をするかどうかを決めるに当たっては、裁判員としてどういう方が来るのかやはり分からないというところもあるので、結構慎重にこれまで採否を決定してきたところというのがありました。ただ、今日のお話を伺って見て、見て分かる刑事裁判を目指しているはずなのに、かえって本末転倒になってしまっているところもあるのかなと思ったので、今後に生かしたいと思っています。

お尋ねしたいことというのは、仮に事実認定に当たって刺激的証拠を取り調べる必要があるということになった場合に、その取調べの方法として、質とか量につい

ては、まだ検討する余地があるのかなと思います。

皆様、写真を数枚御覧になったりとか、あるいは音声を聞かれたりとかされたようですけれども、血の付いた写真とかが続くのはストレスだったとか、音声が結構長くて心理的にちょっとストレスを感じるとか、そういったことというのはなかったのかなというのはちょっとお伺いしたいところです。

(司会者)

では、3番さんどうですか。

(3番)

ストレス、恐らくほぼ生きている間に聞かない方が多いであろう音声をぽっと聞くわけですので、そういった意味では、心理的に複雑な思いになる方はいらっしゃると思いますし、実際、私もストレスではないですけれども、テレビドラマとかではない実際の犯罪が行われている正にそのときというのは、こういうふうなことなのだという、ちょっと表現しづらい「うーん」とちょっと考えさせられるような気分にはなりました。

(裁判官)

特に再生した範囲というのは、場面を区切って聞かれたということなのでしょう

か。

(3番)

そうですね。流しっ放しではなくて、必要な部分、部分ですね。ここでこういったことが会話されていて、こういうときに、今、こういう状況でしたというような形でしたね。

(裁判官)

分かりました。ありがとうございます。

(司会者)

5番さん、どうぞ。

(5番)

証人が来ることによって、それこそドライブレコーダーよりリアルな顔の表情と
いうのですかね、それを見ることができたんじゃないかなと思うのですけれど。
だからどうというあれで、私たちが裁くとか、そんなのではないと思うのですけれど
も、実際、私は、被告人の表情とかをたまたま見ていまして、顔を見るのが、目を
合わせるのが怖いとかおっしゃる方もいるのですけれども、裁判長の方をずっと見
ていらっしゃるので、見る機会がたくさんありましたので、ずっと見ていて、裁判
長があることをおっしゃると、ちょっと表情が変わる瞬間があったりしたのですね。
なので、見てみたかったですね。やはりリアルな表情が欲しかった。

(司会者)

まさに、実際、証人の方が直接体験できるという意味では、証拠としての意味合
いが強いというのは、多分、皆さんの共通認識だと思うのですけれども、裁判所の
方もそうだし、当事者の方も、証人に御協力いただければ、そっちの方ということ
でやるのが裁判員制度の、今、ほとんどそれでやるような形でやっているのですけ
れども、中にはいろいろな事情でどうしても御協力が難しいというのがあるのは、
やむを得ないかなというときもあるので、その辺はもうその時々で御理解
いただくしかないのですけれども。

それでは、ここで、今日は記者の方々も参加していただいているので、あらかじ
め質問事項をいただいております。これは産経新聞さんですね。全員の方に対する
質問ということですね。

(産経新聞)

そうですね。

(司会者)

では、事前に頂いた質問事項について、まず、私の方から読み上げます。

まず、裁判員の意見はどの程度判決に考慮されていると感じましたかという質問
です。

1 番さん、どうですか。

(1 番)

これはある程度は。私の感じでは、ある程度は。

(司会者)

ある程度ですか。

(1 番)

ちょっと数字で出ないですけども、ある程度は。

(司会者)

そうですか。なるほど。

2 番さんはいかがですか。

(2 番)

私も、評議をして導いた判決は、おおむね考慮されているというふうに感じています。

(司会者)

なるほど。

3 番さんはいかがでしょう。

(3 番)

私も、そういう意味では、ある程度考慮はされているというふうに考えます。

(司会者)

4 番さんはいかがでしょう。裁判員の意見はどの程度判決に考慮されていると感じましたかということなのですけども。

(4 番)

数字ではちょっと表しづらいのですが、100とは言えないと思うのですけれども、やはりある程度という言い方でしかできないのかなと思います。

(司会者)

結論的には同じということなのですかね。

(4 番)

はい。

(司会者)

5 番さんはどうですか。

(5 番)

判決内容を裁判長が裁判員のまず全員の前で読み上げて確認を行うのですけれども、私は、どうしても加えてほしい文言があったので、発言したことを裁判長の言葉に直して、ほんの短い文章でしたけれども、それが印象に残っています。

(司会者)

分かりました。

6 番さんはいかがですか。

(6 番)

私のときの事件というのは、最初にも言いましたけれども、検察官の方の求刑が死刑であって、弁護士側では全く別のストーリーでもって無罪という、本当に幅の広いところだったので、その中での評議というところをやっていたので、非常に難しい内容だったと。

こういうときではこういうふうに考えるという司法のルールみたいなものがあって、当然ですけれども、そこに証拠を基に議論しないと、推測でもっては全然結論には導けない。でも、明らかにこれは怪しいよなというところで、そこに証拠がなければ、もうぐっと我慢するしかない。

疑わしきは被告人の利益にというのが大前提だと思うのですけれども、その辺が非常に難しい。先ほどのもやもやと、それから、刺激的証拠というところにもつながるのですけれども、やはりそこに出された証拠というのは、もうはっきりと全部見るべきであって、そこから判断していくというのがあるのではないかと思います。

最終的な判決に関しては、私の方では、納得をした上での判決になったかなというふうには思っております。

(司会者)

なるほど。

では、第2問目ですけれども、裁判開始時、被害者側への感情移入はあったか。あったとすれば、裁判員としてどのように対処したのかということです。

1番さん、どうですか。

(1番)

私は、加害者、被害者全部に感情移入は最初にありましたよね。

(司会者)

全員ですか。

(1番)

ええ。もうずっと、聞いたときに。それからずっと弁護人なんかがよく言っているやつを読んで、それから、結局、2日半ぐらい審理したのです。そのときに、ずっと私は、感情の移入はもうだめと思ったから、もうみんなと少し違う感じがあって、そこは折れたわけではなくて、ああこんな本当にそうだと。過去の判例なんかのグラフなんかを見まして、ああそうかという感じがどんどん、どんどんしてきまして、結局、感情移入したけれども、それはもう私の中からどんどん感情移入が消えていきました、最後の審理のときは。それでも自分はこういう弱者がこうあるべきだということで、一応、意見を言わせてもらいました。

(司会者)

分かりました。

2番さんはいかがですか。

(2番)

被害者の方、それと、被告人の両方に感情移入がありました。やればやるほど、どんどんそういうふうになくなっていくのですけれども、評議の中でプロの裁判官の方が、感情移入する部分はあるかもしれませんが、きちんと事実、証拠に基づいて判断していただきたいというのがありましたので、そこはぶれなかったという話です。

(司会者)

分かりました。

3 番さん，いかがですか。

(3 番)

感情移入はそれほどはなかったですけれども，ただ，先入観は持たないようにしないとイケないなというところは考えました。

(司会者)

なるほど。

4 番さんはいかがですかね。

(4 番)

感情移入というのは，私に関してはなかったのですけれども，被害者，加害者とも友達同士で，お酒の席でということで，さっきも言ったのですけれども，もやもや感が消えないうちにという感じで，結局，何があったの，何を言われたの，何を言ったの，本当にそこが知りたかったです。でも，結局，分からずじまいという。

(司会者)

5 番さんはいかがですか。

(5 番)

まず，公判の1日目の日に，この人を刺しました，罪を認めていますと聞いたときには，被告人のことがすごい恐ろしい人かなと，そういうふうに思ったのですけれども，実際に法廷で会って見ているうちに，被害者の方は出てこられないし，被告人しか出てこないのですけれども，その人の表情とかしぐさとかをずっと見ているうちに，なぜこんな顔をするのだろう，何でこんな動きをするのだろうというのはありました。

(司会者)

6 番さん，いかがですか。

(6 番)

結論から言うと感情移入はなかったです。それは意識して参加していたということもあるし、むしろ被告人の方に感情移入しちゃうんじゃないかなぐらいの心配があったところで、そこは強く一番意識して参加したつもりです。

(司会者)

では、続いて、裁判員として、自分が関わる事件の報道は確認したか。確認したとすれば、参考にすることはあったかという内容ですけれども、今度は6番さんから聞いていこうかな。どうですか。その辺の御自分の事件の報道はされていなかったか。

(6番)

すごいされていました。私、記者会見までやりましたので。

(司会者)

なるほど。途中で報道ということなのでしょうね。何かありましたか。

(6番)

知っていた事件ですし、報道では証拠の中にある映像が出てくるじゃないですか。実際の現場を映しているところなんかもあって、こういうところでそういうふうには死体を遺棄したのだとかという、証拠になかったような映像を見るとかというところでは何らかの参考にはなったかなとは思いますが、これも先ほどの感情移入をしないようにというのと同じように、報道って一方的な話だと思うので、あまりそっちの方に揺さぶられないように、できるだけ中間的な立場で考えていかなきゃなというのも、これも意識しておりましたので、確認はしましたけれども。

(司会者)

裁判長から、そういうのは証拠じゃないから、参考にしないでくれとかいう、レクチャーはありませんでしたか、最初的时候に。

(6番)

裁判長からはちょっと覚えていないのですが、裁判員に選ばれたときに、ブログとかあるじゃないですか。ああいうときに、できるだけそういう自分の担当

する報道は見ない方がいいというのが書かれていたのは見たことがあるので、あまり調べなかったです。

(司会者)

5 番さんはいかがですか。

(5 番)

6 番さんと同じで、特に参考にするものとかはなく、報道されていなかったと思うのですが、テレビをつけても何もなかったの。なので、参考にするものはなかったです。

(司会者)

4 番さんはいかがですか。

(4 番)

報道されているというふうを書いてあったし、言っていたのですけれども、全然知らなかったです。

(司会者)

分かりました。

3 番さんはいかがですか。

(3 番)

私も裁判が始まってから、どういう事件だったかということが報道されて、少し時間が経っていましたので、ということだけは確認しました。その確認以上のことはしませんでした。

(司会者)

なるほど。

2 番さんはいかがですか。

(2 番)

確認はしたのですけれども、確かなかったと思います。

(司会者)

1 番さんはどうですか。

(1 番)

確認はしましたけれども、なかったです。

(司会者)

なるほどね。分かりました。

次の質問は、裁判員として参加することを重荷として感じることはあったかということです。

これは6 番さん、どうですか。

(6 番)

いや、重荷は全くありません。そもそも、あれよあれよという間に何かやっていたのだなぐらいのところなので、選ばれてから参加して判決に至るまでがあまりに短くて、重荷になるというよりも、何かあっという間に終わっちゃったというところの方が正直なところですよ。

(司会者)

5 番さんはいかがですか。

(5 番)

私は、裁判員というものがかなり前に始まったと思うのですが、そのときから参加できるものであればしたいなとは思っておりました。重荷に感じることはなかったです。

(司会者)

4 番さん、いかがですか。

(4 番)

私も重荷に感じることはありませんでした。チャンスがあればというふうには思っていましたので。

(司会者)

3 番さんは。

(3 番)

私も同じく重荷には感じませんでした。

(司会者)

2 番さんは。

(2 番)

同じですね。感じることはなかったです。

(司会者)

1 番さんは。

(1 番)

私も家族に話して、家族からいいじゃないのと、そういう感じですから、頑張るぞという感じですね。

(司会者)

そうですね。そうすると、次のなぜ裁判員を引き受けたかというのは、これは聞くまでもないですね。

あと、いわゆる被告人が捜査段階で取調べを受けた録音・録画というのを、今回、証拠で取り調べたかどうかという、そういう質問なのだけれども、多分、その可能性があるのは3番さんの事件と6番さんの事件なのだけれども、3番さんの事件は何か印象はありますか、被告人の。

(3 番)

取調べですか。

(司会者)

はい。そもそも被告人の供述調書というのを証拠で採用したかどうかなのだけれども、多分それはやっていないですよ。

(3 番)

そうですね。取調べはないです。あくまで事件のときのということです。

(司会者)

ですよね。

あと、6番さんはどうですか。

(6番)

これも質問の意味がちょっとよく分からないのですけれども。

(司会者)

これは、被告人の供述調書というのがあるのですけれども、それを証拠として採用するときに、前提として被告人のいわゆる取調べのときの状況を調べたかどうかなのけれども、多分これを証拠の標目に上げていないので、やらなかったということでしょうか。

(6番)

なかったですね。

(司会者)

そういうことですね。

以上、質問をさせていただきました。記者の方、まだ質問されることはありますか。

(産経新聞)

ちょっとだけいいですか。

6番の方に聞きたいのですけれども、冒頭、裁判員制度に対して疑問に思うところがあるというふうにおっしゃったと思うのですけれども、それは端的にどういうことを疑問に思っているのかというのが1問目なのですけれども。

(司会者)

お答えできるのであれば。

(6番)

6番です。

そもそも裁判員自体に疑問があったので、こういうチャンスがあったら絶対に参加して生で見るというか。

大きく二つ疑問がありました。三審制でやっているのですけれども、例えば私の事件のときも、もう控訴、上告まで行っているらしいのですけれども、最初だけじゃないですか、裁判員が参加するのは。それってどんな意味があるのだろうと。最後まで見届けずして、何か無責任に放棄しているようにも見えるし、あまりその途中、最初の、私の場合、特にゼロから100までの幅があるところだったのと、絶対に控訴するのは分かっていると。それなのに、最初のときに、最初の触りだけを参加して、これって本当に意味があるのかなという疑問がまずあったと。

それと、もう一つが、量刑を決めるときの判断というのが非常に難しかったなというのは、量刑相場って、過去にこういう事例の事件がありました、人を何人殺しています、凶器は何を使いました、そこに殺害の気持ちがあったかどうかという、過去の傾向を見て、それで量刑を決めていくというのがあったりすると、だったら裁判員は要らないんじゃないというのが私の意見だったのです。

当てはめていって勝手に決めればいいじゃないか。はい死刑ねとか決めちゃえばいいだけの話で、そこに裁判員というのが入ることによってどうなのか。では、どれだけの意見を聞いてくれるのだろう。それがどれだけ反映されるのだろうか。

さらには、事件ごとによって、裁判員が口を挟むことによって、過去の量刑とずれたことによって、それもありなのか。それもそれで問題がある。非常にそこにもすごい問題があって、一言で言うと、過去の量刑相場で決めるのか、その場、その場でもう感情も含めて決めちゃうのか。

その後者が裁判員の制度を導入した理由なのかなとも思っていたので、実際、ここで参加してみてどうなのかなというふうには思っていたので、その辺を非常に重要視して私は参加したつもりなののですけれども。

答えになっていますかね。

(産経新聞)

つまり、量刑相場は、決められたもの、過去の判例から量刑するものだ。裁判員の量刑感覚を踏まえると、多分、量刑相場を超えるんじゃないですか、大体のケ

ースですけれども。

(6 番)

その大体のケースが分からないのですけれども。

(産経新聞)

何か事件があったとして、人が亡くなっているようなものだったとして、普通
感覚だと許せないなというふうなことに陥りがちですけれども、実際は、でも、情
状面とか、いろいろあるわけです。

それが判例として積み重なってきたものをそれぞれ当てはめていくと思うのです
けれども、それがあるのだったら、裁判員の量刑感覚みたいなものが裁判員制度を
取り入れた理由なのに、あまり意味がないんじゃないかというふうなことですか。

(6 番)

そうですね。そう思います。だから、そこの辺がまだ今後の課題なのかなとは思
っています、裁判員制度としての。

(司会者)

さて、もう時間も大分押し迫ってきましたけれども、ほかの記者の方はよろしい
ですか。

それでは、ちょうどお時間になりましたので、この辺で第5回目の意見交換会を
終了させていただきたいと思います。

今日は、皆さん、お忙しい中、御協力いただきまして、ありがとうございました。

また、今日は、率直な御意見をいっぱいいただきまして、今後、また裁判員の制
度を運営するに当たって、参考にさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

以 上